鹿児島相互信用金庫

## 出資証券ペーパーレス化(不発行)のご案内

平素より鹿児島相互信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、 近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和2年11月より出資証券をペーパーレス化(不発行)とし、 当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

信用金庫の出資証券は、受領証等と同様の「証拠証券」にすぎず、出資証券の保有の有無により会員としての 地位や権利が変動するものではありません。また、会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等と して厳格に管理を行っておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまで と変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年通常総代会承認決議後にお送りいたします「出資配当金支払通知書」でお知らせいたしますとともに、会員の皆様からのご請求時には「残高証明書(有料)」を随時発行いたします。 簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形でQ&Aを列記いたしましたのでご参照ください。 また、ご不明な点がございましたら、お近くの窓口もしくは総務部出資担当までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

鹿児島相互信用金庫 本・支店および 総務部 出資担当099-259-5222

(電話受付時間 平日9:00~17:00)

- Q1) なぜ、出資証券をペーパーレス化(不発行) とするのですか?
- A1) 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがありません。また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更等の際に紛失届等の手続きが必要となり、会員の皆様にご負担をおかけすることになります。

今後、出資証券をペーパーレス化(不発行)とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を軽減することができるようになります。

- Q2) 手元にある出資証券はどうすればいいのですか?
- A 2) 現在お持ちの出資証券は、会員加入時に出資金をお預かりしました証として発行しておりましたが、今回のペーパーレス化 (不 発行) に伴い会員の皆様が証券の保管をする必要がなくなります。会員の皆様からお預かりしている出資金、ならびに会員と しての権利等については、これまでと変わりはございませんのでご安心ください。
- Q3) 新たに出資を申し込んだとき、出資証券に代わるものはありますか?
- A3) 出資証券の代わりに「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」を発行させていただきます。
- Q4)氏名や住所等が変わったときはどうすればいいのですか?
- A 4 ) 変更内容により金庫所定の手続きをさせていただきます。また、毎年通常総代会承認決議後に発行(郵送)する「令和○年度 (第○○期) 出資配当金支払通知書」にて出資金変更内容をご確認いただくことができます。
- Q5) 譲渡するとき、出資証券はどうすればよいのですか?
- A 5) 譲渡の際に出資証券をご提示いただく必要はございませんが、ご提示いただいた場合には、当金庫にて回収させていただきます。